

# JPNICにおける ポリシー実装状況の報告

第36回 JPNICオープンポリシーミーティング(2019/06/21)

# 報告内容

---

- JPOPM35以降に実装勧告を受けた提案
- APNIC47でコンセンサスとなった提案への対応

# JPOPM35以降に実装勧告を受けた提案

提案番号	提案名	JPNICでのステータス
実装勧告を受けた提案はありません		

APNIC47でコンセンサスとなった提案への対応について

 対応状況は引き続きご報告します。

# APNIC47でコンセンサスとなった提案への対応①

prop-127 : 最後の/8相当のIPv4未割り振り在庫  
(103/8)からの最大割り振りサイズを  
/22から/23へ変更する提案

- APNICでは、上記提案の内容を反映したポリシー文書の改定版を施行(2019/05/09)
- JPNICでは、他の提案内容を反映したポリシー文書の改定とあわせて対応予定

# APNIC47でコンセンサスとなった提案への対応②

prop-128 : AS番号割り当て先組織の将来的なマルチホーム接続要件の廃止

prop-129 : コンセンサスIPv4アドレス返却プールの待機リストの廃止

- APNICでは現在、改定版ポリシー文書へのコメント募集期間中(~2019/07/02)
- APNICでの改定内容が確定次第、JPNICにおいても同様に、関連文書の改定を予定

JPNICブログ記事 : APNIC 47でのIPアドレス・AS番号分配ポリシーに関する提案ご紹介

<https://blog.nic.ad.jp/blog/apnic47-policy-proposal/>

# IPv4アドレスの割り振り(~2019/02/29)

- /8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫(103/8)から、最大/22を割り振り
- 103/8とは別に、JPNICに返却済みのIPv4アドレス在庫から、最大/22を割り振り
  - APNICでは、IANAからの再割り振りアドレスを利用
    - ただし、在庫枯渇のため待機者リストを作成

「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2011年4月より割り振り



IP指定事業者

「JPNICに返却済みIPv4アドレス在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2014年7月より割り振り

# IPv4アドレスの割り振り(現在)

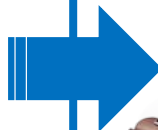
<https://www.nic.ad.jp/ja/topics/2019/20190408-01.html>

- /8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫(103/8)から、最大/23を割り振り
  - APNIC47での議論を経て3月より/22から/23に縮小
- 103/8とは別に、JPNICに返却済みのIPv4アドレス在庫から、最大/22を割り振り
  - APNICでは、IANAからの再割り振りアドレスを利用
    - ただし、在庫枯渇のため待機者リストを作成

Prop  
127

「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」からの割り振り (上限 : /23)

2011年4月より割り振り



IP指定事業者



「JPNICに返却済みIPv4アドレス在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2014年7月より割り振り

# IPv4アドレスの割り振り(今後)

- /8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫(103/8)から、最大/23を割り振り
  - APNIC47での議論を経て3月より/22から/23に縮小
- 103/8とは別に、JPNICに返却済みのIPv4アドレス在庫から、最大/22を割り振り
  - APNICでは、IANAからの再割り振りアドレスを利用
    - ただし、在庫枯渇のため待機者リストを作成

Prop  
129

「/8相当の最後のAPNICにおけるIPv4未割り振り在庫」からの割り振り (上限 : /23)

2011年4月より割り振り



IP指定事業者

「JPNICに返却済みIPv4アドレス在庫」からの割り振り (上限 : /22)

2014年7月より割り振り



# AS番号割り当て基準(現在)

---

1. 自律ネットワークがBGP(Border Gateway Protocol)を利用して他の自律ネットワークとの間で外部経路制御情報を交換すること。
2. 自律ネットワークの外部経路制御ポリシーが、他のいかなる自律ネットワークに委ねても実現が困難な、固有のものであること。典型的には、他の一つの自律ネットワークのみと接続するのではなく、複数の自律ネットワークとの間でBGPにより接続し、外部経路制御情報の交換を行うこと。
3. 上記の条件1、2を、3ヶ月以内に満たす予定であること。
4. 歴史的PIアドレスを運用するネットワークにAS番号割り当てを希望しており、上記の条件3を満たすことができない場合には、将来、上記の条件1、2を満たす意志があること。

# AS番号割り当て基準(今後)

Prop  
128

1. 自律ネットワークがBGP(Border Gateway Protocol)を利用して他の自律ネットワークとの間で外部経路制御情報を交換すること。
2. 自律ネットワークの外部経路制御ポリシーが、他のいかなる自律ネットワークに委ねても実現が困難な、固有のものであること。典型的には、他の一つの自律ネットワークのみと接続するのではなく、複数の自律ネットワークとの間でBGPにより接続し、外部経路制御情報の交換を行うこと。
3. 上記の条件2を満たすことができない場合には、他の自律ネットワークとの間でBGPにより相互接続を行い、外部経路制御情報の交換を行う必要性を証明できること。
4. 上記の条件1および2、または1および3を、3ヶ月以内に満たす予定であること。

※JPNICで検討中の内容のため、  
内容は変更となる可能性があります